

**公益財団法人山梨県国際交流協会**  
**国際交流・多文化共生人材バンク実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の幅広い参加による国際交流や国際協力、多文化共生の推進を図ることを目的に、公益財団法人山梨県国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「国際交流・多文化共生人材バンク」（以下「人材バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材バンクの種類と活動)

第2条 人材バンクの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) 外国語人材

市町村等の国際交流行事や災害時外国人支援、医療、観光などにおける通訳や翻訳などの活動

(2) 国際交流・国際協力人材

外国文化や日本文化の紹介、日本語指導、技能・技術指導などの活動

(3) 多文化共生支援人材

言語に関係なく、災害時外国人支援や、協会などが行う各種イベントへの協力などの活動

(人材バンク登録の要件)

第3条 人材バンクに登録できる者は、このバンクの趣旨を十分に理解し、活動に熱意を有するとともに、それぞれの種類に必要な能力を有する個人とする。なお、外国出身者が登録する場合は、活動に支障のない日本語能力を有する者とする。

(1) 外国語人材

ア 通訳者は、外国言語について日常会話の通訳が支障なくできること。

イ 翻訳者は、外国言語について日常文の翻訳が支障なくできること。

ウ 医療及び災害時外国人支援に登録する場合は、協会が指定する研修を受講している、または、今後受講を予定していること。

(2) 国際交流・国際協力人材

ア 外国文化や日本文化の紹介等講師

日本人が登録する場合は、外国に長期間滞在した経験があり、外国の文化、習慣等を紹介できること。

イ 日本語指導者は、経験者、または日本語指導者養成講座等を修了していること。

(3) 多文化共生支援人材

災害時外国人支援に登録する場合は、協会主催の研修を受講している、または、今後受講を予定していること。

(登録)

第4条 人材バンクへ登録を希望する者は、国際交流・多文化共生人材バンク登録申込書に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、申込書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録可と決定された者を登録者名簿に登録するものとする。

3 登録者名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

4 登録は、複数の種類について行うことができる。

(登録期間)

第5条 登録期間は3年以内とする。

2 協会は、令和2年4月1日から3年ごとに、登録者の希望により登録を更新する。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者が、本要綱に規定する登録者の責務に違反したとき
- (3) 登録者が、連絡が取れないなど所在不明となったとき
- (4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第7条 協会は、人材バンクへの登録及びその活動を通して入手した個人情報について適正に理し、人材バンクの運用以外の目的に使用しないものとする。

(秘密の保持)

第8条 登録者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ、または目的外に使用してはならない。

(登録者の紹介を依頼できる団体)

第9条 協会に、登録者の紹介を依頼できるのは、次に掲げる団体とする。(以下「依頼団体」という。)

- (1) 国、山梨県内の地方公共団体
- (2) 協会、県内で活動する公益法人
- (3) 県内で活動する NPO 法人等の非営利団体
- (4) 医療機関

## (5) その他、協会が特に認めた団体

### (紹介の依頼)

第10条 依頼団体は、原則として希望する日の10日前までに、国際交流・多文化共生人材バンク利用申込書を協会に提出するものとする。

2 協会は、申込書の内容を適当と認めたときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を選定するものとする。

3 協会は、前項による選定を行ったときは、速やかに選定した登録者（「以下「活動者」という。）に連絡し、承諾を得られた場合は、依頼団体に氏名、連絡先を通知するものとする。

4 協会は、第1項の紹介依頼の内容を不相当と認めたとき、又は適任者がいなかったときは、速かにその旨を依頼団体に連絡するものとする。

5 依頼団体は、活動者に依頼し、協力可否を協会に連絡する。

### (依頼団体の責務)

第11条 依頼団体は、活動者に対し、活動内容等の詳細について十分な事前説明を行わなければならない。

2 依頼団体は、申込書の活動内容等に変更が生じる恐れがある場合は、あらかじめ協会に連絡し、指示に従わなければならない。

3 依頼団体は、原則として、活動者の活動中の万一の事故に備え、活動者を補償の対象とする保険に加入しその費用を負担しなければならない。

4 依頼団体は、活動終了後、国際交流・多文化共生人材バンク活動状況報告書に必要事項を記入し、速やかに協会に提出しなければならない。

5 依頼団体は、活動者の個人情報を適正に管理しなければならない。

### (謝金・経費の負担等)

第12条 依頼団体は、活動者に対し、活動にかかる交通費の実費及び謝金について負担するものとする。

### (ボランティア保険)

第13条 活動者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

### (免責等)

第14条 活動者及び依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 活動者の活動又は活動の不履行により依頼団体が被った損害について、協会は賠償の責を負わない。

### (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

なお、山梨県国際交流ボランティア人材バンク設置及び管理要綱は廃止する。